

第 1 編

知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向と政策推進方向

第2章 特許行政の戦略体系及び主要成果

第1章 知的財産分野における国内外の動向と政策推進方向

第1節 知的財産分野の国内動向

企画調整官 企画財政担当官室 書記官 クアック・ソンミ

1. 概観

世界経済が知識基盤経済へとシフトしていくにつれ、情報・知識を基にした技術力、ブランド、デザインなどの無形資産が国家と企業の競争力を左右する中核要素になりつつある。嘗ては単純な知識や情報が富の手段であったのであれば、これからは知識や情報、そのものが富の源になるほどその重要性がますます大きくなりつつある。

それにより知識、情報など無形資産に対する投資が拡大され、知識活用度の高いサービス業の比重が増大し、既存の産業も知識に基づいた高付加価値産業へと変わりつつある。フォーチュン誌が選定した100大企業の市場資本総額のうち76%が特許、著作権、商標のような無形資産が占め、米国S&Pが選定した500大企業基準でも企業の全体価値の中で無形資産が占める比重が1980年20%台から2007年70%へと急増していることがわかる。

知識財産の重要性が増加したことによって、米国、日本などの主要国は国家競争力を高めるために知識財産を戦略的に活用する政策を強化している。また、先進グローバル企業も知識財産競争で優位を占めるために核心・源泉特許の創出に力を集中させ、獲得した知識財産権を活用することで競合社や後発企業を牽制している。特に、核心特許を保有する企業間協力を通じて標準化を進めたり、市場での独占的な地位を確保している。同時に、後発企業に対しては源泉技術に対するロイヤルティの要求と特許侵害訴訟の提起などを通じて輸出入を禁じたり、巨額の賠償金を払わせることで優越的な地位を維持している。

韓国もこのような環境の変化に積極的に対応するため、知識財産を国家発展のため

の新たな成長エンジンとして提示し、国家レベルの知識財産戦略の構築及び効率的な知識財産政策の推進に向けた知識財産基本法の制定、国家知識財産委員会の設置など国レベルでの知識財産政策の推進体系を構築するために努力している。

2. 国内動向と知的財産政策の推進方向

産業財産権の出願推移を通じて韓国の知的財産動向を見ると、2010年産業財産権の出願は349,963件で前年(342,003件)に比べて2.3%増加し、特許出願は170,600件で前年(163,523件)に比べて4.5%増加し、産業財産権及び特許出願の件数ともに世界4位の水準を維持している。

＜表 I - 1 - 1＞韓国における産業財産権出願の推移

(単位：件)

| 区分 | 2008年 | 2009年 | 2010年 |
|------|---------|---------|---------|
| 特許 | 170,632 | 163,523 | 170,600 |
| 実用新案 | 17,405 | 17,144 | 13,690 |
| 商標 | 99,986 | 103,433 | 108,450 |
| デザイン | 56,750 | 57,903 | 57,223 |
| 計 | 344,773 | 342,003 | 349,963 |

韓国民のPCT国際出願は毎年持続的に増加し、2010年の場合前年(8,035件)に比べて20.5%増加した9,686件で世界5位を占め、国内及び国際出願ともに世界的な水準を維持していることがわかる。

＜主要国の産業財産権の推移＞

(単位：千件)

| 区分 | 2007年 | 2008年 | 2009年 |
|----|-------|-------|-------|
| 中国 | 1,402 | 1,526 | 1,807 |

＜PCT国際特許出願の推移＞

(単位：千件)

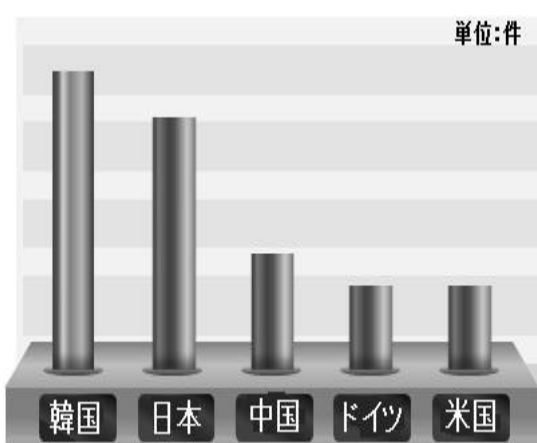
| 区分 | 2008年 | 2009年 | 2010年 |
|----|--------|--------|--------|
| 米国 | 51,637 | 45,618 | 44,855 |

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|--------|--------|--------|
| 米国 | 861 | 898 | 838 | 日本 | 28,760 | 29,802 | 32,156 |
| 日本 | 588 | 553 | 500 | ドイツ | 18,855 | 16,797 | 17,171 |
| 韓国 | 380 | 344 | 342 | 韓国 | 6,120 | 7,900 | 12,337 |
| ドイツ | 212 | 208 | 191 | フランス | 7,899 | 8,035 | 9,686 |

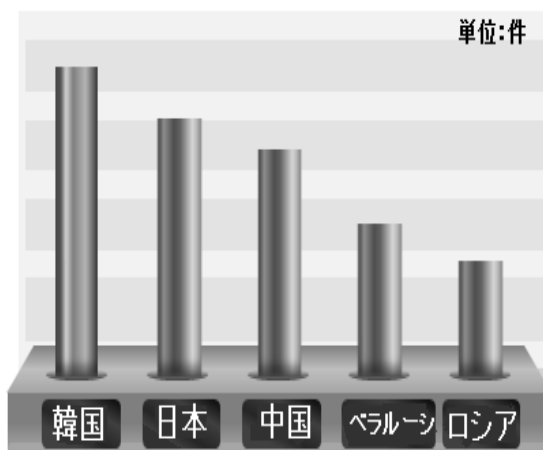
(出処：各国年報)

(出処：WIPO、2011. 2)

同時に、技術革新を通じて国家競争力を高めるために持続的な研究開発に対する投資を拡大した結果、2008年GDP及びR&D投資対比内国人の特許出願件数は世界1位で、量的な特許生産性は世界最高のレベルを維持することとなった。

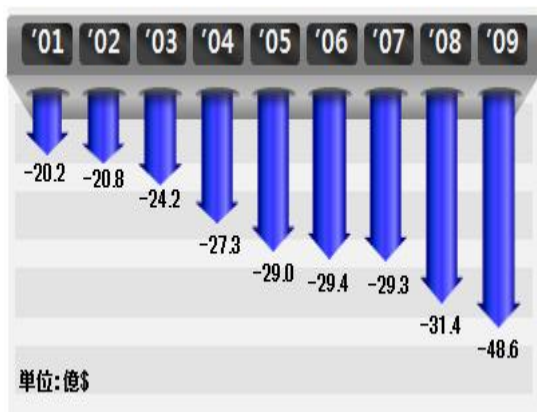


<GDP10億\$当たり内国人の特許出願
件数(2010、WIPO)>



<R&D100万\$当たり内国人の特許出願
件数(2010、WIPO)>

しかし、このような産業財産権出願の量的成長にもかかわらず、実質的に収益を創出している核心・源泉特許が不足し、技術貿易収支における赤字規模は持続的に増加しているのが現状である。



<技術貿易収支における赤字の推移
(2010、教科部)>



<技術貿易収支の比率(輸出/輸入)
(2010、OECD)>

そこで、R&Dの量的投入の水準に合う良質な技術の確保を通じて競争力を持ち、かつロイヤルティー収入の獲得が可能な高品質の知識財産権を創出・活用できるよう、知識財産分野に対する戦略的な投資及び支援を拡大する必要がある。

そのためにはまず米国、日本など先進国水準の品質の高い審査・審判サービスを適時に提供することで優秀な技術を適時に権利化して活用できるよう、制度の面からのバックアップを強化していく必要がある。また、特許情報を国家研究開発事業に積極的に活用することで重複研究を防止し、効率的な研究開発への投資が行われるようにしなければならない。企業に対しては核心・源泉技術に対する知識財産権の先占及び知識財産の経営支援を強化すると同時に、標準特許の創出を促進することで世界市場での競争力を高める必要がある。

第2節 知的財産分野の国際動向

顧客協力局 国際協力課 技術書記官 ユン・セヨン

1. 概観

20世紀政治中心の国際秩序体制が21世紀に入ってから知識基盤産業を中心とした経済中心体制へと変わりつつある。これは1950～70年代に政治的な体制競争による軍事力の優位を基に超優越的な地位を享受していた先進国が、80年代から中進国・発展途上国の経済的な躍進によって経済的な面での危機感を感じ始め、この過程で自国の経済発展を図りながらも強大国としての地位も維持しようと、既存の資本や労働中心の経済体制を技術開発と知識中心の知識基盤経済へと、パラダイムそのものを変えようとしたためである。そこには情報・通信技術の発達と同時に、WTOの設立という世界貿易環境の変化もまた大きく影響している。

経済中心の国際秩序体制の中で知的財産の重要性は一段と大きくなっている。これは知識基盤経済の下で富の創出と経済成長の源泉が、天然資源、労働、資本などの物的資源から科学技術、ブランド、デザインなどの知的財産へとその中心が急激にシフトしているためである。先進国は特許権、商標権など知的財産権を市場独占の手段としてのみならず、後発側の市場参入そのものを封じる手段としても活用している。これによって知識と技術開発、そして知的財産をめぐる国家間の競争はさらにその激しさを増して展開されている。

国家間知的財産の先占競争はWIPO、WTO、APECなど多国間協議体を舞台にしても類似した様子で展開されている。即ち、各国は自国優位の国際知的財産権規範を創出するために尽力し、先進国と途上国間、各地域グループ間の利権を巡る対立も日増しに激しさを増している。同時に、工業生産品、農産物、サービス、知的財産権などを含む経済秩序の広範囲に至る自由化傾向もさらに広がりつつある。

従って、世界各国は知的財産権を国富創出の核心要素として認識し、国家競争力強化のための国家レベルでの知財権発展ビジョンを提示し、各種の知財権振興政策を開発・施行している。米国・日本及びEUなど先進国が国際特許(PCT)の大半を占めていることから分かるように、先進国は知的財産政策を持続可能な成長のための核心国家戦略として認識し、優秀な知的財産の創出と効果的な活用を通じた産業競争力の強化に力を入れている。発展途上国もまた知的財産戦略がなければ自国の経済成長にも限界があることを認識し、知的財産の創出・活用に向けた自国のシステム構築に取り組んでいる。

また、知的財産権問題は現在重要な国家間の貿易問題となっている。先進国が発展途上国に対する通商圧力の主要手段として知的財産権を利用し、知的財産権が国際貿易摩擦の「主要問題」として登場すると同時に、各種FTAにおいても知財権が独立的な交渉分野となっている。

これとともに、先進国は自国の産業保護と後発国家に対する進入障壁を構築するため、貿易政策と連携して強力な知的財産保護政策を推進している。米国は2004年からS TOP(Strategy Targeting Organized Piracy)プロジェクトを推進し、最近の米貿易委員会の提訴件数においても知的財産権関連の提訴が絶対多数を占めている(2008年全体提訴件数39件のうち37件が知財権関連の提訴)。日本もまた2002年関税込率法を改正し、自国知的財産侵害物品の自国内輸入及び通関禁止措置を制度化している。

このように知的財産の重要性が高まるにつれ、全世界的に産業財産権の出願が急増している。1960年代以後出願倍増の所要期間が急速に短くなる傾向を見せたが[(1960年)95万件→(1992年)184万件→(1993年)279万件→(1996年)585万件]、2000年以降出願の増加傾向は鈍くなりつつある[(2008)625万件]。また、最近は知的財産権の対象と範囲が急激に拡大しつつある。インターネットやバイオなど新産業関連の特許が急増し、地理的表示、伝統知識、公衆保健、民間伝承(フォークロア)なども新しい議論の対象となっている。

このような特許出願の増加は審査滞積の累積につながり、主要国は審査官の増員な

ど個別的な努力とともにそれを国際的に解決するために国家間審査協力 (Work-sharing) を推進することになり、現在知財権国際社会においても主要問題として議論されている。2006年に特許審査ハイウェー制度が提案され、2010年現在韓国を始め、日本、米国など全世界の15カ国が参加している。2008年には韓国、米国、日本、ヨーロッパ、中国など全世界の知的財産Top5国家間の審査協力体制であるIP5協力体制が正式発足した。2009年にはIP5協力体制への移行に向けて特許分類、情報化、特許審査政策に対する3つのグループを設けている。同実務グループでは10つの基盤課題を国家別に2つずつ担当し、課題を遂行している。IP5体制は2010年に定着化段階に入り、5つの特許庁間での審査協力と審査環境を標準化していくための議論がさらに活発化している。

また、知的財産権の出願が急増し始めた1980年代以降、知財権に対する権利保護意識が強まったことで国家間、企業間、個人間の知的財産権紛争が急激に増加している。特に、核心技術保有企業の特許攻勢が激しさを増し、高額のロイヤルティーが要求されて特許侵害訴訟で負けた場合に莫大な賠償金を支払わざるを得ないケースが増えている。また、源泉技術の特許を保有した先発企業が特許プール (Pool) を形成し、後発企業の事業進出を事実上封鎖する現象も発生している。

知的財産権紛争の増加とともに特許侵害に対する国際的な監視もますます厳しくなっている。これは海外出願の急増とともに権利化された海外特許を基に現地における知財権侵害に対する広範囲の対策を講じているものである。EUの場合、韓国商工会議所に知的財産委員会を構成して侵害対策を講じている。また、米国貿易代表部は各国の知財権保護状況を調査するために代表団を派遣するなど、あらゆる外交圧力を行使している。また、米国、EU、日本など先進国は知財権を貿易交渉の主な手段として活用している。

2. 国際動向及び対応策

米国や日本、ヨーロッパなどの主要先進国は知的財産を経済成長のエンジンとして認識し、知的財産行政体制の調整機能を強化している。

イ. 米国

まず、米国は1999年9月 国務部、商務部、米国特許庁など合計13の機関で構成された「国家知的財産権法執行調整委員会」(NIPLECC : National Intellectual Property Law Enforcement Coordination Council)を設置し、各政府省庁と民間部門間の知財権協力・調整を強化している。また、2008年10月には同委員会を大統領直属の知的財産執行調整官として格上げすることを骨子とする法案を通過させ、知的財産を国家レベルで管理・調整している。

また、米国特許庁の主管で5年毎に国家知的財産政策及び戦略を樹立しているが、2002年「21世紀戦略計画(21st Century Strategic Plan)」を樹立したことに引き続き、2006年にこれを継承する「5カ年戦略計画(Strategic Plan 2007-2012)」を樹立・発表した。

米国政府はこのように国内では「21世紀戦略計画」に基づいた特許行政システムの革新を追及する一方、海外における違法コピー防止を通じて自国の知財権を保護するため、2004年10月に法務部、税関、国土安全部、特許庁など知財権関連の政府組織を網羅して「STOP(Strategic Targeting Organized Piracy)プロジェクト」を推進している。これは海外で自国の知財権を保護するために関連機関が共同で対応していこうとする戦略といえる。米国の経済成長の促進と高級雇用の促進のため、2010年オバマ政府は世界経済で優位を占められる知識財産分野を積極的に活用することを強調し、国家レベルでの知財権保護の総合戦略を発表した。

2009年スタートしたオバマ政権においても米国のこのような知的財産中心の政策はさらに強化され、気候変動及びエネルギー安保など国家的なアジェンダ解決においてもIPの役割を強化していくことを明らかにしている。同時に知的財産中心政策を通じてグリーン成長及び雇用創出にも貢献していくことを明らかにしている。

ロ. 日本

日本もまたいわゆる「失われた10年」から脱する方策として知的財産立国を選択し、知的財産の創出、保護、活用及び人材育成など4つの分野から50あまりの主要政策を盛り込んだ「知的財産戦略大綱」を2002年発表した。また、このような政策を推進するために「知的財産基本法」を制定すると同時に、総理室に「知的財産戦略本部(本部長：首相)を設置(2003)することで、関係省庁の施策を総合・調整するとともに知的財産推進計画を作成して推進していく核心機構として運営している。知的財産戦略本部は日本のほぼ全ての知的財産に関連する決定と方向を決めているほど実質的に運営されている。知的財産戦略本部では日本政府の新成長戦略と連動した「知的財産推進計画2010」を策定・推進している。一方、2005年4月には東京高等裁判所の支部として知的財産高等裁判所を設置し、専門人材を集中配置するとともに特許権に関する裁判の控訴審を専門的に担当させている。

また、日本は模倣品・海賊版対策を日本外交上の重要施策として定め、外務省内に「知的財産権侵害対策室」を設置し、「知的財産権侵害対応マニュアル」を作成して海外公館に配布している。また、関税率法を改正して2003年4月から自国に輸入される特許権侵害物品に対応するため、「特許権侵害物品の通関保留申請制度」を運営するなど国内外における自国の知財権保護に努めている。

ハ. EU

欧州連合(EU)は加盟国間の統合的かつ戦略的な知的財産システム構築に力点を置いている。まず、「成長するヨーロッパのための議題」レベルで知的財産政策を推進している。EU理事会内の競争力委員会を中心に、知識基盤社会への移行を加速させるための政策の一環としてEU共同体知的財産システム整備のためのモデル制定を推進している。

また、ヨーロッパ革新スコアボード(European Innovation Scoreboard)を通じて加盟国間の知的財産創出及び活用水準を比較・管理しながら、第6次中長期革新計画(FP6、2002～2006)でIPR Guidelineを制定し、EUの研究開発事業の参加者たちに知的財産権に対するアドバイスや支援を提供するために1998年からIPR Help-deskを運営して

いる。

EU加盟国もまた知的財産を念頭に置いた政策を目指している。イギリスの場合、特許庁の業務領域に著作権業務を統合させ、イギリス特許庁をイギリス知財権庁(UKIPO)に拡大改編(2007.4)した。フランスは弁護士と弁理士の職役を統合する知的財産代理制度の改編方向を推進中である。EUは2003年共同体特許裁判所の設置に関する提案書をEU理事会に提出して以来、スペインとイタリアなど一部の国家で公式言語と関連する合意に難航しているものの、単一効果を持つヨーロッパ特許及び特許裁判所の設立に向けて活発な動きを見せている。

ニ. 中国

中国は呉儀副総理が2004年1月「知的財産権に対する戦略推進」を指示し、各界の議論を経て中国「国家知的財産権戦略制定委員会」を2005年1月に設立した。委員会は国務院所属23部署の主要責任者及び外部専門家で構成され、国家知的財産権戦略の樹立及び推進に関する役割を遂行している。強力な権限を持つ委員長である呉儀副総理が知財権に対する関心が高く、委員会活動を直接管掌しているため、同委員会は設置後短期間で効率的に運営されているものと評価されている。また、中国は2008年知的財産を通じた小康社会の実現を目標に「国家知財権戦略綱要」を発表し、2020年まで知的財産権の創造、運営、保護、管理能力の向上に向けて国の力を集中させている。

このように米国、日本、EUなど先進国は対内的に自国の知財権創出及び保護のために努めると同時に、対外的にはWIPO、WTO、APECなど国際機関を通じて自国に有利になるよう知財権規範の統一化に向けて持続的に努力している。

ホ. 韓国

韓国では1998年まで米国など先進国の知的財産保護強化の要求に対する受身的な対応体系の構築という、個別部処レベルでの知的財産政策だけが推進されてきた。

韓国は米国、日本などのような国全体レベルで知的財産政策方向を企画・統合・調整できる機関が存在しない状態であった。特に、1998年以後、特許庁、知識経済部など一部の部処を中心に知的財産の効率的な管理のための政策が推進され始めた。1998年に「特許裁判所」が設立され、2000年に「技術移転促進法」が制定された。また、2001年に特許法の「職務発明補償制度」が改正されたことがその代表例である。国際特許紛争及び模倣品侵害の急増などが主要懸案となり、2004年を前後にして国家科学技術委員会など政府レベルの協議体で知的財産政策が徐々に議論され始めた。韓国政府も知識基盤のグローバル競争体制に効果的に対応するために2009年9月29日第15回国家競争力強化会議で知的財産強国実現に向けた戦略を樹立した。同実現戦略では政府レベルで重点的に推進する課題として、知的財産の経済・産業的な活用促進、グローバル水準の法・制度の構築、インフラの先進化など3大分野を提示した。特許庁は2008年12月24日に産・学・官の知的財産関連15機関と共同で21世紀知識財産ビジョンと実行戦略を樹立し、知的財産強国に向けた青写真を構築した。また、2009年10月には国務総理室に知識財産戦略企画団を設置し、国家知識財産委員会の設立、知的財産基本法の制定などを政府レベルで推進している。

へ. 対応策

このような知財権分野の国際動向に対して韓国の対応策を模索してみるとすれば、まず知財権分野の外交力を強化して現在進行中である知財権国際規範の形成に能動的かつ積極的に参加する必要がある。特に、主要国が知的財産に関する中長期総合計画を樹立して知的財産分野の競争力強化に力を入れているように、韓国も長期マスタープランを作成し、政府レベルでの業務推進方策を模索する必要がある。

特に、知識基盤経済になるにつれ国家知的財産政策推進体系の強化が切に求められている。そこで韓国は国家知的財産戦略計画の樹立及び執行結果の評価、知的財産政策の総括企画・調整のための機構の設置根拠となる「知的財産基本法」の制定に向けて取り組んでいる。これを通じて知的財産と関連して散在している政府の力を統合する根拠を作り、知的財産政策に対する予測可能性と執行能力を向上させることが出来ると見られる。

また、米国の「21世紀戦略計画」などのような知的財産基本計画を樹立・発表し、年度別の推進細部計画を立てて一貫性のある知的財産政策を推進しなければならない。

国際的にはPCT制度、特許審査ハイウェー制度のような国家間審査協力制度の改革議論に積極的に参加する必要がある。同時に、特許法条約(PLT)、特許実体法条約(SPLT)のような国際的な知財権制度の統一化議論にも積極的に参加し、韓国企業にとって有利な方向に国際的知財権規範が形成できるようにしなければならない。

最後に、韓国の場合も知的財産保護に向けた努力をさらに強化していく必要がある。まず、海外における知的財産権侵害に効果的に対応するために海外現地での保護機能を強化すると同時に、体系的な侵害状況調査を実施しなければならない。また、海外に散らばっている様々な組織(KOTRA海外支社、韓国知識財産保護協会、国際機構派遣者、公共研究機関の海外支部など)と有機的な協力体制を強化し、現場中心の総合対応システムを構築することも優先的に進めていかなければならない。

第2章 特許行政の戦略体系及び主要成果

第1節 特許庁のビジョンとミッション

企画調整官 企画財政担当官室 書記官 クアック・ソンミ

知的財産基盤経済へシフトしていくにつれ、世界主要国は知識財産を新たな国家発展戦略として提示し、積極的な知的財産強化政策を推進することで自国企業の競争力を高めていく方向に戦略的な知的財産政策を追求している。米国は2008年に「知的財産のための資源及び組織の優先化法(Prioritizing Resources and organization for intellectual property: Pro-IP)」を立法し、大統領室に知的財産執行調整官を設置し、知的財産を重視する政策を推進している。2010年には「特許改革白書」を発刊、「国家知財権保護戦略」を樹立するなど経済成長のための核心エンジンとして知的財産政策を強化しつつある。日本は2002年知的財産基本法を制定してから総理室に知的財産戦略本部を設置し、知的財産全般に対する知的財産推進計画を毎年樹立するなど知的財産政策を推進している。中国も2005年国家知的財産戦略委員会を設置し、2008年国家知的財産権戦略綱要を樹立するなど積極的に知的財産政策を推進している。

韓国の場合、国民の情熱と努力を基に製造業中心の高度成長を通じて世界13位水準の経済規模を誇り、先進国にステップアップするための基盤を整えたが、価格競争力を武器とする途上国からの追い上げと優れた技術力を持つ先進国の狭間で悪戦苦闘している。特に、韓国の輸出主力品目である半導体、携帯電話などIT分野を中心に特許を先占した海外企業からの攻勢が激しさを増している中、中国など主要途上国との差は縮まりつつあるため、知的財産基盤の高付加価値経済への転換が急がれる状況である。

このような知的財産に対する国内外の環境変化や知的財産と関連した多様な顧客からのニーズなどを反映し、特許庁は先進一流国家の建設に貢献できる知的財産ビジョンを設定した。「21世紀知的財産先進一流国家の実現」を長期ビジョンとして設定し、具体的な履行に向けた「知的財産の創出・権利化・活用を促進し、保護を強化するこ

とで技術革新と産業発展に寄与」というミッションを導き出した。また、実践課題としてG5水準の知的財産サービス体系の構築、知的財産の経済・産業的な活用の促進、公正な知的財産社会の実現、顧客及び成果中心の責任経営の実現などを設定した。

第2節 ビジョン達成のための戦略及び実践課題

企画調整官 企画財政担当官室 書記官 クアック・ソンミ

1. G5水準の知的財産サービス体系の構築

韓国特許庁はG5水準の知的財産サービスを提供するために処理期間と品質の面で競争力のある審査・審判サービスを提供し、先進的な知的財産制度の運営、グローバル知的財産協力の拡大、世界最高水準の特許行政情報化の実現などを通じて知的財産行政機関に求められる能力を最高レベルまで確保し、国内外の出願顧客などに最高のサービスを提供すると同時に知的財産競争力を強化すべく努力した。

2. 知的財産の経済・産業的活用の促進

未来の市場をリードする競争力ある知的財産権の創出及び経済・産業的活用を促進するために研究開発と知的財産権の連携を強化し、企業の知的財産競争力を強化するために努力した。まず、国家が推進する研究開発における特許情報の活用を拡大し、重複投資の防止など国家R&Dの投資効率性を高めようとした。また、中小・中堅企業に対してはIP-R&D連携戦略支援を充実化させ、地域有望中小企業をIPスター企業として総合支援するなど、知的財産権に強い中小・中堅企業の育成に向けて努力した。

3. 公正な知的財産社会の実現

産業界が必要とする知的財産専門人材の養成、創意的な発明人材の早期発掘・育成、無料弁理支援など社会的弱者を配慮した知的財産制度の運営を拡大し、知的財産が尊重され公正に実現できる社会的基盤が形成されるように努力した。また、商標権特別司法警察権を通じてオン・オフラインで模倣品の取締りを強化し、中国・ベトナムなどに設置されたIP-DESKを通じて特許紛争への対応など知的財産権支援を強化することで知的財産権の保護水準を高められるよう努力した。

4. 顧客及び成果中心の責任経営の実現

企業型中央責任運営機関である特許庁は顧客を配慮した多様な特許行政サービスを提供すると同時に、成果主義文化を定着させて顧客及び成果中心の責任経営を実現することでビジョン達成に寄与すべく努力している。特に、電子出願サービス、手数料納付制度の改善などを通じて顧客の便宜を図り、成果・職務・能力中心の成果管理制度の運営及び創意・実用文化を内在化することで顧客及び成果中心の責任経営の実現を目指した。

第3節 実践課題別2010年の主要成果

企画調整官 企画財政担当官室 書記官 クァク・ソンミ

1. G5水準の知的財産サービス体系の構築

特許庁は世界最高レベルの知的財産行政能力を構築するために審査・審判の処理期間と品質面において競争力ある水準を維持し、主要先進国と知的財産協力の強化及び最貧・途上国を対象に知的財産協力事業を拡大するなど、知的財産分野においてG5水準の知的財産サービス体系を構築するために努力を傾けてきた。

まず主要国に比べて競争力ある水準の審査処理期間を維持するために努力した結果、2010年特許審査処理期間が年平均18.5カ月を記録し、米国(2009年25.8ヶ月)、日本(2009年29.1ヶ月)など主要国に比べて迅速な審査処理サービスが提供できた。また、出願人の特許戦略によって「速い審査」、「一般審査」、「遅い審査」の中から審査時期が選択できる顧客オーダーメイド型3トラック審査制度を持続的に補完し、出願人が希望する時期に審査処理の結果が受け取れるようにした。

全世界的における出願増加の流れに対して効果的に対応するため、特許庁は先進5カ国(IP5)¹の協力体系を構築し、10大基盤課題を共同推進するなど主要先進国との協力を強化することで、韓国企業が海外で知財権獲得にかかる費用と時間が節約できるようにした。同時に、最貧国・途上国に対する知的財産協力事業を拡大し、援助される側から援助する側へと成長した経験を国際社会と共有することで、国際社会における韓国のプレゼンスを高め、最貧国・途上国との友好的な基盤の確保を図った。

¹ 全世界特許出願の約80%を占める先進5カ国の特許庁で、中国、米国、日本、韓国、ヨーロッパの特許庁を指す。

2. 知的財産の経済・産業的活用の促進

持続的な研究開発への投資拡大の結果、韓国は産業財産権出願件数で世界4位(2010年)、GDP及びR&D投資対比内国人特許出願件数で世界1位(2008年)など量的側面からは世界最高水準を維持しているが、核心・源泉特許不足によって技術貿易収支の赤字規模が持続的に拡大するなど質的競争力はまだ不十分な状況である。そこで、特許庁は競争力ある知的財産権の創出を拡大し、経済・産業的活用を促進するために持続的な努力を傾けている。

まず、国家が推進する研究開発を遂行する際に事前に類似した研究があるかを点検する特許技術調査を実施し、R&D予算の重複投資を防止した。ソウル大学経済研究所によれば昨年特許技術動向調査を通じて予算約3,000億ウォンの無駄遣い防止効果があったという分析である。2011年からはR&D部処との事業費分担を通じてR&D部処が申請した課題全体に支援の対象を拡大し、国家R&D特許成果管理を強化することで国家R&D事業の投資効率性と質的な成果を高めていく計画である。

また、対日貿易収支の赤字規模が大きい先端部品・素材分野のR&Dを行っている中小企業を対象にR&D現場に「知的財産戦略専門家」を派遣し、R&D企画、進行、完了などR&D段階に従ってオーダーメイド型知財権ポートフォリオの構築を支援するIP-R&D連携戦略の支援を推進した。2010年企業80社を支援し、合計761のIP獲得戦略、350のR&D方向提示戦略などが導き出された。同時に、韓国企業が将来市場をリードする核心技術に対して知的財産権が確保できるよう、グリーン成長及び新成長エンジン分野における31の核心技術を対象に知的財産権中心の技術獲得戦略支援事業を推進し、2,000件あまりの核心特許の創出、353件のR&D戦略提示などの成果をあげた。

最後に、地域有望中小企業108社をIPスター企業として集中育成し、特許出願(10.7%増加)、売上高(30.3%増加)、雇用規模(6.4%増加)などが増加する成果をあげ、中小企業に対するIP経営コンサルティング、知的財産権の権利化及び事業化などをOne-Stopで支援する特許総合コンサルティング、ブランド・デザイン経営支援などを推進し、中小企業の知的財産競争力を高めた。

3. 公正な知的財産社会の実現

知的財産専門人材の養成、社会的弱者を配慮した知的財産制度の運営などで知的財産が尊重され、かつ公正に実現できる社会的な基盤を作り、国内外の知的財産権を効果的に保護することで知的財産を通じた公正社会の実現に貢献できるよう努力した。

まず、産業界が必要としている専門人材を養成するため、KAISTと弘益大に知的財産専門学位(修士)過程を開設し、大学(院)に対する知的財産講座運営支援を持続的に拡大した。同時に、産学協同プログラムとして企業が問題出題・審査・賞金を提供し、大学がその問題を解決するキャンパス特許戦略ユニバーシアード、デザイン権コンテスト、大学創意発明大会などを開催し、知的財産権に強い理工系人材を養成できるようにした。

また、クリエイティブな発明人材を早期発掘・育成するためにKAIST、POSTECHと共同で知的財産基盤の次世代英才起業人教育課程を開設・運営支援し、YIP(Young Inventors Program: 青少年発明家プログラム)、学生発明大会など様々なプログラムを開発・支援することで学生たちの創造力の啓発及び発明教育を促進した。同時に、教育環境が劣悪な過疎地域・階層の青少年たちの創造力を向上させるため、過疎地域の学校、保育園などを対象に訪ねていく発明教室及び発明キャンプなどを開催した。

一方、知的財産権の効果的な保護のため、特許庁は商標権特別司法警察隊を発足(2010年9月)させ、模倣品の製造・流通に対するオン・オフライン取締りを強化した。中国・ベトナムなどに設置されたIP DESKを通じて海外に進出した韓国企業の知的財産権支援を強化し、紛争情報の事前提供、国際知財権紛争対応コンサルティング、知財権訴訟保険など国際特許紛争に対する事前・事後の支援を強化することで輸出企業の知財権競争力を高めるようにした。また、営業秘密の生成時点及び原本であることを証明する営業秘密原本証明制度を導入し、企業の営業秘密を保護すると同時に技術漏洩を防止した。

4. 顧客及び成果中心の責任経営の実現

特許庁は企業型責任運営機関として顧客のニーズを反映した特許行政サービス体制を構築し、職員の専門性及び能力の強化、業務方式の改善などを通じて顧客及び成果中心の責任経営を実現するために努力した。

手数料の納付実績によってマイレッジを提供し、集まったマイレッジを特許支援事業及び手数料納付の際に活用できる手数料マイレッジシステムを構築し、手数料納付に対する便宜を図った。また、特許顧客相談センターの専門スタッフによる出願書類作成など出願関連相談を遠隔支援する出願Expert Systemを運営することで、出願書作成時のミスを最小限に抑えることを目指した。また、出願人が自分の出願に対する処理状況をオンラインで簡単に確認できる審査処理順番案内サービスを提供し、出願人の便宜を図った。

特に、成果評価と人事制度を連携させ、職員個人の能力と組織に対する貢献度を基に昇進などの補償が行われる成果管理システムを定着させた。同時に、充員が必要な部署と職員の意思を同時に考慮して人材を配置する人事ドラフト制を運営することで適材適所の人事運営が可能になることを目指した。

また、職員の創造力及び変換管理能力を高めるためにSERICEOなどオンライン知識コンテンツサービスを職員に提供し、オーダーメイド型変化管理教育、様々な創意・提案制度の運営などを通じて職員の自己啓発及び組織文化改善のために力を入れた。

このような持続的な努力の結果、2010年政府業務評価で核心課題最優秀、情報セキュリティ評価で最優秀、行政安全部主管の創意実用提案で大統領賞など様々な分野で高い評価を得た。今後このような成果を維持・発展させ、さらに優秀な特許行政サービスが提供できるよう努める計画である。